

日新火災

統合賠償責任保険

事業活動の賠償リスクを最適なプランで補償します。

'17年7月改定

















日新火災はビジサポで お客さまの事業を



















Page

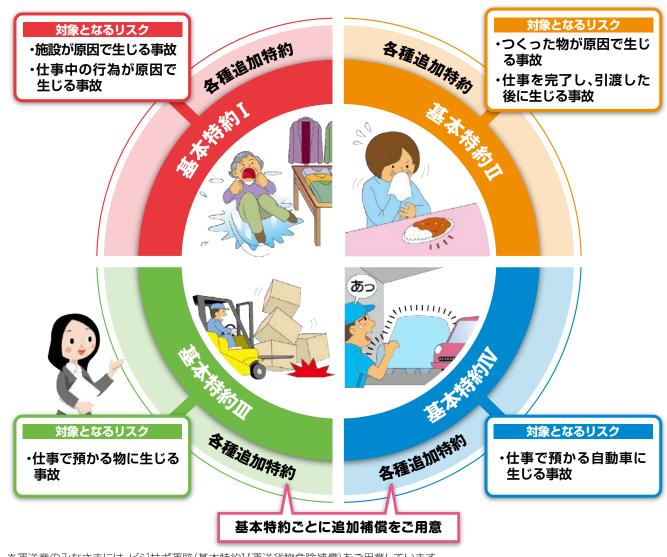
ビジサポってどんな保険?

日新火災の「ビジサポ」は、企業のみなさまの事業活動において避けて通れない 損害賠償リスクをまとめて補償する保険です。



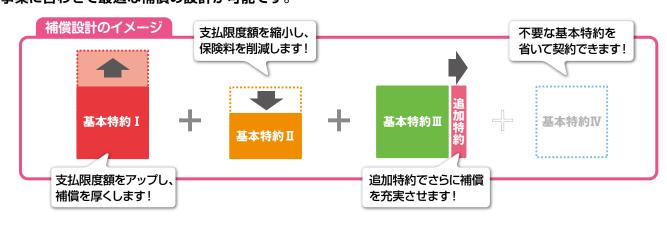
ビジサポのしくみ

下の図における4つの賠償リスクについて、これらを補償する基本特約と事業特有のリスクを補償する追加特約で構成されています。



※運送業のみなさまには、ビジサポ運賠(基本特約V運送貨物危険補償)をご用意しています。 詳しくは、ビジサポ運賠パンフレットをご覧ください。 ※実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。

事業に合わせて最適な補償の設計が可能です。



祖償の決め方は?

1 必要な補償を決定します。

お客さまのお仕事のリスクを踏まえて、必要な補償を決定します。

まず、お仕事の内容に応じて、基本特約Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの中から補償を選択します。続いて、必要に応じて追加特約をセットします。

2 補償の上限額を設定します。

基本特約ごとに身体障害の支払限度額・財物損壊の支 払限度額をそれぞれ設定します。

基本特約 I と II は、身体障害・財物損壊をまとめて、1つの支払限度額を設定することも可能です。

基本特約ⅢとⅣは、保管物の金額に応じて支払限度額を設定します。

1名または1事故支払限度額

賠償事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険 金の1名または1事故あたりの限度額です。

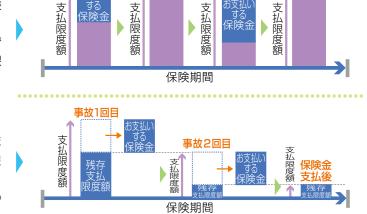
保険期間中に何回事故が発生しても、この金額内で 保険金をお支払いします。ただし、保険期間中支払限 度額を設定する契約の場合は以下のとおりです。

保険期間中支払限度額

基本特約Ⅱ、Ⅲ、Ⅳおよび一部の追加特約では、1名または1事故支払限度額のほか、保険期間中の支払限度額を設定します。

保険期間を通じて支払われる保険金の総額は、この保険期間中の支払限度額が限度となります。





3 自己負担額を設定します。 4 自己負担額の設定額に応じて保険料が割引になります。

必要に応じ、自己負担額を基本特約ごとに身体障害・財物損壊それぞれ設定します。

※身体障害·財物損壊の支払限度額をまとめて設定した場合は、自己負担額もまとめて設定します。

用語の説明

契約者	ご契約の当事者で保険契約上のさまざまな 権利、義務を持たれる方をいいます。	損 壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
		損壊等	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。	支払限度額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、弊社 がお支払いする保険金の限度額をいいます。
他 人	被保険者以外の方をいいます。	自己負担額	被保険者に自己負担いただく金額をいい、免責金額のことをいいます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。	時 価	同等の財物を新たに購入するのに必要な金額から、経過年数や使用・消耗による減価分を 差し引いた金額をいいます。

を補償するには ――	— 基本特約I 施設業務危険補償	
仕事中の行為が原因で生じる事故		
仕事中に管理する他人の財物をまとめて補償するには	affol ■管理財物拡張補償特約	
仕事中に管理する他人の財物を選んで補償するには	■借用財物補償特約 ■支給財物補償特約 ■受託財物補償特約 ■受託財物補償特約 ■その他管理財物補償特約	
来場したお客さまの持ち物の盗難などを補償するには	■来訪者の携帯品に関する特約 ■ロッカー保管財物盗難補償特約	
事故により被害を被った場合に、損害賠償請求を行う ときの弁護士費用や法律相談費用を補償するには	──■被害事故弁護士費用等補償特約	
つくった物が原因で生じる事故 仕事を完了し、引渡した後に生じる事故	─ <mark>基本特約Ⅱ</mark> 生産物完成引渡危険補償	
事故の原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊を 補償するには		
完成品に生じた損壊を補償するには	──■不良完成品損害補償特約	
リコールにより生じた費用を補償するには	──■リコール事故補償特約	
提供・販売した食品によって食中毒が発生したことによる 売上減少を補償するには	— <mark>■</mark> 食中毒·特定感染症利益補償特約	
士事で預かる物に生じる事故 を補償するには ―――	─(基本特約Ⅲ) 保管財物危険補償	
士事で預かる自動車に生じる事故 を補償するには ――	──基本特約Ⅳ 管理自動車危険補償	
事故対応のために支出した費用を補償するには	afføl ■事故対応費用補償特約	
被害が生じた財物の再購入または修理費用に損害賠償金が 不足する場合の差額費用を補償するには	<u>ытты</u> ■対物超過復旧費補償特約	
他人の施設や財物を使用できなくしてしまったことによる 損害を補償するには	──■使用不能損害拡張補償特約	
	────────────────────────────────────	

基本特約I

施設業務危険補償

「施設が原因で生じる事故」および 「仕事中の行為が原因で生じる事故」を補償します。



工事中に足場が倒れ、通行人に重い 後遺障害をあたえてしまった。



店舗の看板が落ちて、通行人にケガ をさせてしまった。



作業場で爆発事故が発生し、近所の家屋が 損壊し、住人に大ケガをさせてしまった。

この基本特約の対象

以下の施設・設備や仕事中の行為が原因で生じた事故にかかわる法律上の損害賠償責任がこの基本特約の 対象となります。



デパート、商店、飲食店、アパート、事務所、学校、工場、看板、映画館、ゴルフ場、公園、遊園地、美術館、 プール、その他各種公共建物、エレベーター、エスカレーター、各種工事現場 など



ビル・道路等の建設や改修工事、建築物の設備工事、ビルメンテナンス、運送、上記の施設・設備で行わ れる仕事 など

補償内容

被保険者が所有、使用または管理する施設・設備の欠陥、不備または仕事中の行為が原因で保険期間中に 生じた偶然な事故により、他人の身体の障害や財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任 を負担することによって被る損害を補償します。

- ♪ 被保険者の占有を離れた物(生産物)が原因で生じる事故 🌓 被保険者が管理する他人の財物の損壊等について や仕事の結果に起因して仕事の終了・引渡し後に生じる 事故については基本特約Ⅱ、預かった物に生じた損壊等に ついては基本特約Ⅲ、Ⅳをセットすることで補償します。
- は補償の対象となりません。『管理財物拡張補償特 約』等をセットすることで補償します。

→詳しくは[P.5-6]

- (1)次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - (仕事が建設事業・運送事業などの請負事業である場合における貨物の積込みまたは積卸し作業に 起因する損害を除きます。)
 - ①航空機 ②自動車(原動機付自転車を含みます。) ③施設外の船舶 ④施設外の車両(原動力 が専ら人力である場合を除きます。)または動物



- (2)被保険者(その下請負人を含みます。)が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の 沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収用物および付属物、植物または土 地の損壊に起因する損害賠償責任
- (3)被保険者またはその使用人等が行う次の行為等に起因する損害賠償責任
 - ①身体の障害の治療・診察等、死体の検案、処方せんの作成等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血 ②法令により、医師等以外の者が行うことを許されていない行為、たんの吸引および経管栄養 ③医薬品の調剤・ 販売等 ④はり、きゅう、あんま、マッサージ等またはエステティック等の身体の美容 ⑤理学療法士、弁護士、測量 士、獣医師等の資格に基づく行為 など
- (4)遊漁船業務に起因する損害賠償責任
- (5)託児業務(託児、保育、ベビーシッター等名称を問わず、乳幼児を保護者から預かる業務をいいます。)におい て、満一歳に満たない方の身体の障害に起因する損害賠償責任



基本特約Iにセットできる追加補償



おすすめ!

管理財物拡張補償特約

以下の■~□の管理財物の損壊等に起因する法律上の損害賠償責任をまとめて補償します。 建設業・小売業・製造業・飲食業・宿泊業・清掃業などのお仕事におすすめします!

·管理財物·

1 借用財物

第三者から借用中の財物 (有償・無償を問いません。)



賃借したパソコンを移動中 に破損させてしまった。

その他の「借用財物」の例

「リース会社より賃借した建設機械や施設内専用車」など

2 支給財物

発注者等から支給された 資材・商品等の財物



設置作業中に**お客さまの購入したシステムキッチン**を落として破損させてしまった。

その他の「支給財物」の例

「建設工事において発注者から支給される資材」など

3 受託財物

■、2以外の貯蔵・保管・組立・ 加工・修理・点検・撤去・移設等 を目的として被保険者が受託 した財物(運送・荷役を目的と した受託財物を除きます。)



修理のために預かっていた家電

製品を、従業員の不注意による 火災で焼失させてしまった。

その他の「受託財物」の例

「住宅改装工事のために一時的に倉庫 で預かったお客さまの家財」など

4 その他管理財物

■、2、8以外の被保険者 の管理下にある財物



販売したエアコンの取付工事中に、穴の開け方を誤って 壁を破損させてしまった。

その他の「その他管理財物」の例

「天井の電気配線を修理する ため動かした机」など

白己負扣額

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

	の文はいずる体例並の文は成反的	
借用財物	1事故につき1,000万円	
支給財物	(注)次の金額が1,000万円を下回る場合はその額のいずれか低い額となります。 ・基本特約Iの財物損壊の支払限度額	基本特約Ⅰの財物
受託財物	・借用財物・支給財物・受託財物の時価額	
その他管理財物	1事故につき基本特約Iの財物損壊の支払限度額またはその他管理財物の時価額のいずれか低い額 (注)使用不能に起因する損害については、基本特約Iの財物損壊の支払限度額を限度とし、この額が5億円を超える場合は5億円となります。	損壊の自己負担額 と同じ額

保険金をお支払いできない主な場合

お支払いする保険金の支払限度額

- (1)自動車(原動機付自転車を含みます。)に生じた事故(仕事が行われる場所に所在する借用した施設内専用車等を除きます。)
- (2)不動産に生じた事故(その他管理財物である場合を除きます。)
- (3)借用財物、支給財物または受託財物の使用不能に起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。)
- (4)運送・荷役を目的として受託している財物に生じた事故

基本特約Iにセットできる追加補償





[P.5] 1~4の管理財物のいずれかを選んで補償することもできます。

借用財物補償特約



こんなお仕事におすすめします!

賃借した建設機械を工事現場 内で使用している際に誤って 破損させてしまった。

■工事で使用する建設機械な どをリースで借りることが多 い建設業のみなさま **賃借したパソコン**を移動中に 破損させてしまった。

■仕事で使用するパソコンや 機械などの機械設備・什器を リースで借りることが多い 小売業・製造業のみなさま

支給財物補償特約



こんなお仕事におすすめします!

建設工事において、発注者から 支給された資材が、管理の不備 によって夜間に資材置き場から 盗まれてしまった。

■仕事で使用する、原材料・資 材などを発注者等から支給 されることが多い建設業・製 造業のみなさま 設置作業中に**お客さまの購入** したシステムキッチンを落として破損させてしまった。

■お客さまの購入した商品を お客さま宅へ設置に行くこ とが多い小売業のみなさま

受託財物補償特約



こんなお仕事におすすめします!

修理のために預かっていた 時計を、管理の不備により盗 まれてしまった。 **修理のために預かっていた家電製品**を、従業員の不注意による火災で焼失させてしまった。

■お客さまのお荷物などをお預かりすることが多い小売業・飲食業・ 宿泊業のみなさま

その他管理財物補償特約



ハウスクリーニング中に**花びん** を動かしたところ、誤って破損 させてしまった。

販売したエアコンの取付工事中に、穴の開け方を誤って**壁**を破損させてしまった。

こんなお仕事におすすめします!

■仕事を行う際に、お客さまの財物に作業を加えることが多い 建設業・小売業・清掃業のみなさま



基本特約Iにセットできる追加補償



来訪者の携帯品に関する特約



店舗やホテルへ来場したお客さまの携帯品や、お客さまから一時的に預かっている保管財物 の損壊等に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

自動車(原動機付自転車を含みます。)およびロッカーに収納された物は、この特約では補償されません。



客室の鍵が壊れていたため、部屋に置いて いたお客さまの荷物が盗まれてしまった。

お客さまから預かっていたコートやカバン などを火災により焼失させてしまった。

こんなお仕事に = おすすめします!

- ■小売業のみなさま
- ■宿泊業のみなさま
- ■飲食業のみなさま

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額

1名につき10万円、1事故につき100万円

ただし、基本特約Ⅰの財物損壊の支払限度額が上記の額を下回る場合は、その 金額内でお支払いします。

自己負担額

自己負担額はありません。



ロッカー保管財物盗難補償特約

ロッカーに保管された保管物の盗難に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

! 被保険者が損害額を証明できない場合は、その部分についての保険金はお支払いできません。



お客さまがホテル内のロッカー に荷物を預けていたが盗まれ てしまった。

こんなお仕事に おすすめします! =

- ■小売業のみなさま
- ■宿泊業のみなさま
- ■飲食業のみなさま

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額

ロッカー1個あたり10万円、1事故につき100万円

ただし、基本特約Ⅰの財物損壊の支払限度額が上記の額を下回る場合は、その 金額内でお支払いします。

自己負担額

基本特約Ⅰの財物損壊の自己負担額 と同じ額



被害事故弁護士費用等補償特約



急激かつ偶然な外来の事故によって記名被保険者やその使用人等が被った被害について、法律上の損害 賠償請求を行う場合に支出する弁護士費用や、法律相談を行う場合に支出する法律相談費用を補償します。



購入した機械から出火し、工場が焼失!メーカー に賠償を申し入れたが、全く応じてくれないた め、弁護士を通じて損害賠償請求をしたい。

従業員が営業中にわき見運転の自転車に ひかれ、ケガをした!治療費を請求したが 応じてくれないため、弁護士に相談したい。

全ての業種のみなさまにおすすめします!

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額

自己負担額

1被害事故、保険期間中につき100万円

自己負担額はありません。

保険金をお支払いできない主な場合

航空機、船舶(注)または車両(注)に搭乗中に生じた事故 など

(注)原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内のゴルフカートを除きます。



基本特約Ⅱ 生産物完成引渡危険補償

8 Page

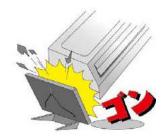
「つくった物が原因で生じる事故」および「仕事を完了し、引渡した後に生じる事故」を補償します。



製造した食品が原因でお客さまが 食中毒をおこしてしまった。



製造した電子レンジから出火して、 火災が発生。家が焼失してしまい、 住人がケガをした。



設置したクーラーが取付不備により落下し、下にあったテレビを破損させてしまった。

✓上記例の「電子レンジ」「クーラー」といった事故の原因となった物自体の損壊については補償されません。

この基本特約の対象

被保険者が製造・販売し、その占有を離れた財物(生産物)による事故や、仕事の終了・引渡し後の事故に かかわる法律上の損害賠償責任がこの基本特約の対象となります。

生産物

(製造業)農林水産物生産、食料品・衣料品・木材・ガラス・電器・光学機器製造 など

(製造販売業)料理飲食店、パン・弁当製造販売 など

(販売業)デパート、食料品・雑貨販売 など

仕事の結果

(請負業)ビルの建設工事、土木工事、ガス・水道・道路等の施工・改修工事、ビルメンテナンス、運送 など

補償内容

被保険者の占有を離れた財物(生産物)に起因して保険期間中に生じた偶然な事故、または被保険者が行った仕事の結果に起因して仕事の終了・引渡し後保険期間中に生じた偶然な事故により他人の身体の障害や財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ・
 輸出製品については、この保険ではお引受けできません。
- ! リコール費用は補償の対象となりません。『リコール事故補償特約』をセットすることで補償します。→詳しくは[P.10]
- ! 生産物自体や仕事の目的物自体の損壊またはその使用不能については補償の対象となりません。『生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約』をセットすることで補償します。
 - →詳しくは[P.9]
- ◆ 生産物を部品等または原材料として製造される財物の損壊またはその使用不能は補償の対象となりません。このうち財物の損壊については『不良完成品損害補償特約』をセットすることで補償します。
 - →詳しくは[P.9]

(1)被保険者またはその使用人等が行う次の行為等に起因する損害賠償責任

①身体の障害の治療・診察等、死体の検案、処方せんの作成等の医療行為、美容整形、医学的 堕胎、助産または採血 ②法令により、医師等以外の者が行うことを許されていない行為、 たんの吸引および経管栄養 ③医薬品の調剤・販売等 ④はり、きゅう、あんま、マッサージ 等またはエステティック等の身体の美容 ⑤理学療法士、弁護士、測量士、獣医師等の資格 に基づく行為 など



- (2)次のいずれかに該当する製品の製造、加工、輸入または製品に氏名等の表示をしたことに起因する損害賠償責任 ①体内、体腔内に一時的または継続的に挿入される医療用具および器具 ②体内移植用医療機械、器具および材料 ③臨床試験用医療用具および器具 ④医薬品 ⑤農薬、殺虫剤、殺菌剤および除草剤 ⑥武器 ⑦たばこ ⑧化粧品
- (3)土地造成工事、地盤改良工事、埋立工事、護岸工事または浚渫工事の結果に起因する損害賠償責任 など

できない主な場合保険金をお支払い



基本特約Ⅱにセットできる追加補償



生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約

他人の身体の障害や財物の損壊について基本特約IIにより保険金をお支払いする場合に、 その原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊またはその使用不能についての法律上の 損害賠償責任や、回収、検査、交換などの費用を補償します。

- - ①生産物が部品や原材料等として使用された財物のうち、生産物以外の部分
 - ②生産物を使用して製造、加工、修理、検査等を行った財物



製造した電子レンジから出火 して、火災が発生し、周りの家 財が焼けてしまった。出火した 電子レンジの回収、交換費用が 発生した。

家 外れ住人がケガをした。治療 き 費のほかにドアの修理代を支 払った。

ドアの取付が不完全でねじが

こんなお仕事に **一** おすすめします! **一**

製造業のみなさま■小売業のみなさま■建設業のみなさま

自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額

1事故につき500万円

ただし、基本特約Iの財物損壊の支払限度額(注)が500万円を下回る場合は、その金額内でお支払いします。

(注)保険期間中の残存支払限度額が支払限度額を下回る場合にはその額とします。

基本特約IIの財物損壊の 自己負担額と同じ額

*この特約の支払限度額は、基本特約IIの保険期間中支払限度額に含まれるものとします。



不良完成品損害補償特約

生産物自体が原材料・部品等として使用された財物(注)の損壊または生産物自体が製造機械である場合に、その機械によって製造された財物(注)の損壊についての法律上の損害賠償責任を補償します。

(注)これらの財物を完成品といい、損壊した完成品を不良完成品といいます。



精製した小麦粉に不純物がま ざっており、納入先が製造した パンが出荷できなくなった。

製造・納入した電子基板を納入先が機械の部品として使用したところ、その電子基板に異物が混入していたことにより、完成品である機械が破損した。

こんなお仕事に **―** おすすめします! **―**



■原材料、部品、製造機械等を製造しているみなさま

自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額

1事故につき1億円

ただし、基本特約IIの財物損壊の支払限度額(注)または不良完成品の時価額のいずれか低い額が1億円を下回る場合は、その額のいずれか低い額となります。 (注)保険期間中の残存支払限度額が支払限度額を下回る場合にはその額とします。

基本特約IIの財物損壊の 自己負担額と同じ額

*この特約の支払限度額は、基本特約IIの保険期間中支払限度額に含まれるものとします。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1)完成品を損壊することなく、生産物自体を完成品から取り外せる場合
- (2)不良完成品の使用不能に起因する法律上の損害賠償金

など

基本特約Ⅱにセットできる追加補償





リコール事故補償特約

生産物の欠陥、品質保持期限の表示誤り、食品への異物混入等により事故 (注1) の発生または そのおそれがあるため、日本国内に存在する生産物の回収等 (注2) に要した費用について、保険金をお支払いします。

- (注1)他人の身体の障害または生産物以外の財物の損壊をいいます。
- (注2)事故の発生または拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置(リコール)のことをいいます。
- 基本特約Iの身体障害または財物損壊のいずれかをご契約いただく場合にセットできます。
-)) リコールを決定した場合、弊 社に所定の事項を書面で通 知いただきます。
-)) お支払いの対象となるのは、リコールの実施および事故の発生または そのおそれが、下記の事由により客観的に明らかとなった場合に限り ます。
 - ①記名被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等
 - ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告
 - ③リコール実施についての行政庁の命令



製造・出荷したイスの脚が折れ てケガをするおそれがあるこ とが判明したため、製品の回 収を行った。 出荷済みの食品に、異物が混入していることが判明したため、同じラインで製造・出荷した製品を回収することになった。

こんなお仕事に おすすめします!



■製造業のみなさま

テレビの電子部品の不良が原因で、漏電によりテレビ台が焼けてしまった。納入先の完成品メーカーがリコールを実施し、その費用の一部を損害賠償請求された。

保険金をお支払いする費用

保険金をお支払いする主な費用は次のとおりです。ただし、リコールを実施する上で必要かつ有益な費用で、リコールの実施を目的とするものに限ります。

- ①社告費用
- ②通信費用
- ③回収生産物の修理費用
- ④回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑤回収生産物の一時的保管のため臨時に借用する 施設の賃借費用
- ⑥回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- ⑦回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等
- ⑧回収生産物の廃棄費用
- ⑨信頼回復広告費用
- ⑩在庫品廃棄費用
- ⑪コンサルティング費用

など

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金(注1)の支払限度額

1回の生産物の回収等・保険期間中につき 3,000万円

ただし、信頼回復広告費用、在庫品廃棄費用については1回の生産物の回収等・保険期間中につきそれぞれ1,000万円(注2)

自己負担額はありません。

自己負担額

(注1)在庫品廃棄費用、コンサルティング費用以外の費用については、損害の額の90%をお支払いします。 (注2)この特約の支払限度額3,000万円に含まれるものとします。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1)自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこまたは電子たばこ、武器、航空機等の欠陥を原因とする回収等により生じた損害
- (2)消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限が経過した後の品質劣化等
- (3)回収決定の通知が行われた日以降3年を超えて記名被保険者が負担した費用



基本特約Ⅱにセットできる追加補償



食中毒·特定感染症利益補償特約

食中毒または特定感染症(細菌性赤痢やジフテリア等)の発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失(喪失利益および収益減少防止費用)を補償します。



製造・販売した食品が 原因で食中毒が発生 し営業を休止した。 営業施設内において、 特定感染症が発生し 営業を休止した。 営業施設が食中毒の 病原菌に汚染された 疑いがあるため、保 健所に報告し消毒し てもらった。

こんなお仕事に **-**おすすめします! **-** ■飲食業・食料品製造業・ 宿泊業のみなさま

ご契約時にご確認いただくこと

直近の会計年度(1年間)における損益計算書をもとに、保険期間中に予想される営業利益と付保経常費をご確認いただきます。

それらの金額を踏まえて保険金額を設定いただきます。

お支払いする保険金

喪失利益と収益減少防止費用について、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1)保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意または重大な過失
- (2)被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- (3) 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる記名被保険者の営業に対する妨害行為

など

用語の説明

営業収益

ご契約時に「売上高」または「生産高」いずれかの基準を定め、その基準に基づいて定める営業上の収益をいいます。

営業利益

営業収益から売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等の営業費用を差し引いた額をいいます。

経常費

事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。

収益減少 防止費用

標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。

喪失利益

事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。

標準営業 収益

事故発生直前12か月のうち、支払期間に応 当する期間の営業収益をいいます。

付保経常費

経常費のうちこの特約の対象として定めた 費用をいいます(ご契約時に人件費、不動産 賃料、減価償却費などから選択してまたはす べての経常費として定めます。)。

損失に対して保険金をお支払いする期間であって、下記の届出または処置が行われた時に始まり、営業収益が回復した時または回復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、ご契約時に定めた保険証券記載の支払期間を超えないものとします。

支払期間

- (1)営業施設における食中毒または特定感染 症の発生の届出
- (2)営業施設にて製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生の届出
- (3)営業施設が食中毒または特定感染症の病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所等の行政機関による施設の消毒などの処置





基本特約皿 保管財物危険補償

「仕事で預かる物に生じる事故」を補償します。



発注元より預かっていた原材料を、 誤って焼失させてしまった。



預かった荷物を誤って紛失させて しまった。

この基本特約の対象

仕事の遂行のために管理している他人の財物の損壊等についての法律上の損害賠償責任がこの基本特約の対象となります。以下のようなケースがあります。

- 保管・管理を業務としている。
- 業務に関連して、他人の品物を管理する。
- 品物を預かって加工・修理をする。
- ■建設工事等で、発注者の財物を工事中管理下におく。 など

補償内容

仕事の遂行のために被保険者が管理する他人の財物(保管財物)が、保険期間中に失火などにより損壊し、 管理不備などにより紛失し、または盗取、詐取されたことにより、その持ち主等に対して、被保険者が法律 上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※運送業のみなさまの預かった貨物に対する賠償事故は、ビジサポ運賠(基本特約V運送貨物危険補償)で補償します。 詳しくは、ビジサポ運賠パンフレットをご覧ください。

! 自動車(自走式の建設機械等を含みます。)に生じた損害については補償の対象 となりません。

仕事で預かる自動車に生じる事故は【基本特約IV管理自動車危険補償】で補償します。

→詳しくは[P.13]

・ 貨幣、紙幣、印紙、切手、証書、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品等の損害については補償の対象となりません。

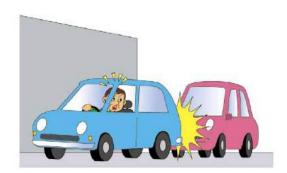
『貴重品等補償特約』をセットすることで補償します。

→詳しくは[P.16]

できない主な場合

- (1)自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任
- (2)被保険者または被保険者の使用人が保管財物に対して行う修理、点検または加工中に生じた損害のうち、技術の拙劣または仕上不良によって生じた損害に起因する損害賠償責任
- (3)被保険者が仕事の遂行のために他人から借用または受託した不動産の損壊、紛失、盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- (4)保管財物の使用不能に起因する損害賠償責任

「仕事で預かる自動車に生じる事故」を補償します。



修理のために預かっている自動車を、 移動中にぶつけて壊してしまった。

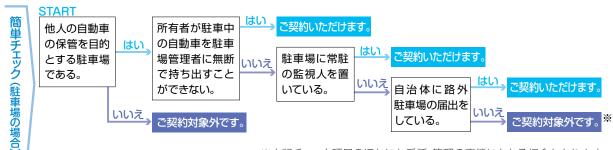


機械駐車場の操作を誤り、預かっていた自動車を壊してしまった。

この基本特約の対象

仕事(自動車運転代行業を除きます。)の遂行のために管理している他人の自動車の損壊等についての 法律上の損害賠償責任がこの基本特約の対象となります。以下のような業種があります。

- ●自動車整備工場 ●駐車場 ●ホテル ●デパート ●ガソリンスタンド など
- ✓ 出張作業中や移送作業中の自動車も補償の対象に含みます。
- 常駐の管理人がいない時間貸駐車場(コインパーキング)や、月極駐車場のような場所貸し駐車場は、管理自動車の損壊等に関して管理者としての法的責任を負わないため、この基本特約では対象となりません。



※上記チェック項目のほかにも受託・管理の実態にあたる場合もあります。 詳細につきましては弊社代理店または弊社にお問い合わせください。

補償内容

仕事の遂行のために被保険者が管理する他人の自動車(管理自動車)が、保険期間中に失火などにより損壊し、管理不備などにより紛失し、または盗取、詐取されたことにより、その持ち主等に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

・リースまたはレンタル契約により被保険者が借用した自動車に生じた損害については補償の対象となりません。

できない主な場合

- (1)管理自動車が委託者に引渡された後に発見された損壊、紛失、盗取または詐取に起因する損害賠償責任
- (2)通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等による管理自動車の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- (3)管理自動車の使用不能に起因する損害賠償責任。ただし、盗取または詐取による場合を除きます。







おすすめ! 賠償事故に発展する前段階における弁護士相談費用などをお支払いします。

事故対応費用補償特約

基本特約および追加特約で保険金のお支払いの対象になる可能性のある偶然な事故が生じた場合に、結果的に法律上の損害賠償責任を負わなくても、被保険者が負担した事故対応費用を補償します。

事故対応費用は、事故の対応のために要した初期対応費用、身体障害見舞費用、訴訟対応費用で事故の解決のために有益かつ必要と弊社が認めた費用に限ります。

*この特約は、基本特約Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれにご用意しています。

事故発生

事故発生初期に生じる費用

この特約で対象となる事故対応費用

法律上の損害賠償責任を負うかどうかわからないけれど、緊急の対応に要した… 初期対応費用

すべての基本特約 共通の例

事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

→弁護士相談費用



基本特約Ⅲの例

積んでいた預かり荷物が崩れて破損した。

→事故状況の調査費用、事故 現場の片づけ費用



基本特約Ⅳの例

預かっている自動車をお客 さまに納車する際、事故によ り自動車が破損した。

→他の従業員を事故現場に 向かわせるための交通費



被害者へのお見舞いとして 身体障害見舞費用

基本特約Ⅰの例

来店したお客さまが足を 滑らせケガをした。

→被害者に支払うお見舞金



*身体障害見舞費用は、基本特約 I または IIにこの特約をセットした場合に対象となります。

訴訟になった場合に… 訴訟対応費用

基本特約Ⅱの例

製造した家具に起因して購入 者がケガをし、日本国内の裁 判所に訴訟が提起された。

→事故原因の調査費用、裁判所 に提出する文書作成費用



法律上の損害賠償責任を 負うことになったら

各基本特約または他の 追加特約に従い保険金 をお支払いします。



お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額

1事故につき①または②のいずれか低い額となります。ただし、初期対応費用のうち弁護士相談費用については、1事故5万円を限度とし、身体障害見舞費用については、1事故につき1名ごとに10万円を限度とします。

②[基本特約 I·II]身体障害または財物損壊の支払限度額(注)のいずれか低い額 [基本特約II·IV]財物損壊の支払限度額(注)

(注)保険期間中の残存支払限度額が支払限度額を下回る場合にはその額とします。

自己負担額

自己負担額はありません。

訴訟により生じる費用

①1,000万円



その他の追加補償





対物超過復旧費補償特約



基本特約および追加特約で保険金のお支払いの対象となる財物の事故が発生した場合に、 被保険者が負担した対物超過復旧費を補償します。



建設業者がマンション建築中、クレーン操作を誤り、吊り下げていた鉄骨で隣ビル屋上の クーリングタワーを指壊。修理費が時価額を超えたが、修理費の全額を請求されてしまった。

> こんなお仕事に おすすめします! =

■屋外作業やお客さまの建物・敷地内 作業のある事業者のみなさま





配管工事業者が施工したビルの配管工事ミスにより、階下に水漏れ。事務所内設置の コンピュータが水浸しで全損に。コンピュータの買替費用全額を請求されてしまった。

> こんなお仕事に • おすすめします! =

■建物建設業、建物設備設置·改修工 事業のみなさま





倉庫業者が中古機械を一時的に預かり、倉庫内に保管していたところ火事が発生して、 全損に。機械の所有者から再購入にかかる費用全額を請求されてしまった。

> こんなお仕事に おすすめします! -

■倉庫業のみなさま

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額

自己負担額

1事故につき100万円

この特約でお支払いする保険金の額は、基本特約Ⅰ・Ⅱ・ Ⅲそれぞれの支払限度額に含まれません。

自己負担額はありません。

- *過失相殺が適用される事故の場合は、相手側過失分を差し引いて保険金をお支払いします。
- *保険金のお支払いにあたり、弊社が対物超過復旧費の発生を認めることおよび被害者が財物を再調達または修理すること*が必要となります。 ※被害者が財物を再調達または修理し、被保険者が対物超過復旧費を負担することについて双方の合意を確認できる書類をご提出いただいた場合を含みます。

用語の説明

対物超過 復旧費

修理費または再調達価額が、損壊(基本特約IIIにおいては損壊等) が生じた財物の時価額を上まわると認められる場合に、被保険者 が法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用をいい、修理費 または再調達価額から財物の時価額を差し引いた額とします。

再調達 価額

損壊(基本特約Ⅲにおいては損壊等)が生じた 財物と同一の用途、能力等の財物を再取得 するのに要する額をいいます。

修理費

揖壊(基本特約Ⅲにおいては揖壊等)が生じた地および時において、 財物を事故直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

時価額

再調達価額から使用による消耗、経過年数等 に応じた減価額を差し引いた額をいいます。



被害者に対する治療費や葬儀費用を補償 被害者治療費等補償特約



基本特約10例 店内でお客さまが転倒し負傷。法律上の損害賠償責任は認められなかったがその治療 費用を弊社の同意を得て負担した。

支払限度額 被害者1名50万円、1事故・保険期間中1.000万円

ただし、各基本特約の身体障害の支払限度額(注)が上記の額を下回る場合は、その金額内でお支払いします。 (注)保険期間中の残存支払限度額が支払限度額を下回る場合にはその額とします。

*基本特約II用の場合、この特約でお支払いする保険金の額は、基本特約IIの保険期間中支払限度 額に含まれるものとします。

自己負担額 各基本特約の身体障害の自己負担額と同じ額



不当な身体の拘束やプライバシーの侵害などによる賠償損害を補償

人格権侵害補償特約

お客さまを万引き犯と間違えて拘束してしまったが、無実であることが判明し、人格権 侵害で訴えられた。

1事故5億円 ただし、基本特約1の身体障害の支払限度額が5億円を下回る場合は、その金額内 支払限度額 でお支払いします。

自己負担額 基本特約Iの身体障害の自己負担額と同じ額



使用不能損害拡張補償特約



他人の施設や財物を損壊することなく、使用できなくしてしまったこと(使用不能)により法律上 の損害賠償責任(収益の減少や逸失利益など)を負担することによって被る損害を補償します。



工事の際に、クレーンが倒れて近隣店舗の入口をふさいでし まった。近隣店舗自体に損害はなかったが、数日間休業するこ とになり、休業時の逸失利益について、損害賠償を請求された。

こんなお仕事に おすすめします!



■建設業の みなさま

保険金をお支払いできない主な場合

など 被保険者が使用または管理する財物の使用不能損害

基本特約Ⅱ用



製造・販売した機械が設計ミスにより納入先の工場で出火し た。その機械以外に損害はなかったが、生産ラインがストップ してしまい、逸失利益について、損害賠償を請求された。

こんなお仕事に おすすめします!



■製造業の みなさま

保険金をお支払いできない主な場合

- ●生産物または仕事の目的物が、意図した効能または性能を発揮しなかったことに よる使用不能損害
- ▶生産物または仕事の目的物が成分、原材料または部品等として使用された財物の 使用不能損害 など

お支払いする保険金の支払限度額と自己負担額

お支払いする保険金の支払限度額

1事故につき1.000万円

ただし、各基本特約の財物損壊の支払限度額(注)が1.000万円を下回る場合は、 その金額内でお支払いします。

(注)保険期間中の残存支払限度額が支払限度額を下回る場合にはその額とします。

自己負担額

各基本特約の財物損壊の 自己負担額と同じ額

*基本特約II用の場合、この特約の支払限度額は、基本特約IIの保険期間中支払限度額に含まれるものとします。

用語の説明

使用不能 財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害することをいい、収益を減少させることを含みます。



仕事の遂行中に他人のパソコン等のデータ(プログラム等の情報)を消失させてしまった場合等の復旧費用を補償 -夕損壊復旧費用補償特約

パソコンの出張修理作業中に、プログラムを損壊してしまい、他の業者に復旧作業を依 頼したため費用がかかった。

支払限度額 1事故1,000万円 ただし、基本特約Iの財物損壊の支払限度額が1,000万円を下回る場合は、 その金額内でお支払いします。

自己負担額 基本特約Ⅰの財物損壊の自己負担額と同じ額



国外に流出した生産物による事故を補償

国外流出生産物補償特約

国内向けに製造したかばんの金具が海外旅行中に外れ、お客さまがケガをした。帰国後 にお客さまから製造メーカーが損害賠償の請求を受けた。

支払限度額 1事故1,000万円

ただし、基本特約Iの支払限度額

はか1,000万円を下回る場合は、その金額内でお支払いします。 (注)保険期間中の残存支払限度額が支払限度額を下回る場合にはその額とします。 *この特約の支払限度額は、基本特約IIの保険期間中支払限度額に含まれるものとします。

自己負担額 基本特約Ⅱ身体障害または財物損壊の自己負担額と同じ額



貴重品の損壊等による賠償損害を補償

貴重品等補償特約

貨幣、紙幣、印紙、切手、証書、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董(とう)品その他これらに類する保管財 物が損壊し、または紛失もしくは盗取(詐取を含みます。)されたことにより、その保管財物の正当な権利 者に対して負う法律上の損害賠償責任を補償します。

お支払いする保険金の種類と概要

法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金や、以下の費用を保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金	概要	支払限度額	
①法律上の損害 賠償金	身体に関する賠償金(治療費、入院費等)、財物に関する 賠償金(修理費用等)*	自己負担額を超えた部分につき、 支払限度額を限度として保険金 をお支払いします。	
②損害発生 拡大防止費用	事故再現実験費用、現場保存費用等の原因究明費用、 損害賠償請求対応のための必要な割増賃金等の費用、 事故が発生した場合に損害の発生または拡大の防止の ために支出したその他の必要または有益であった費用		
③権利の保全行使 手続費用	他人に損害賠償を請求できる場合に、その権利の保全 または行使に必要な内容証明郵送費や交渉のための交 通費などの手続をするために要した費用	支払限度額および自己負担 額に関係なく、その全額を お支払いします。	
④応急手当等の 緊急措置費用	結果として損害賠償責任が無いことが判明した場合の 応急手当、護送その他緊急措置をとるために必要であっ た費用		
⑤争訟費用	訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した 費用		
⑥保険会社への 協力費用	弊社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求 の解決に当たる場合に、被保険者が弊社の求めに応じ、 協力するために直接要した費用		

※損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。被保険者が弁済によって 代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

弊社の承認を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払いになったりした場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故発生後、各種費用が通常発生する場面は次のとおりです。



事故発生初期

訴訟等による事故解決の対応

損害賠償金のお支払い

②損害発生拡大防止費用

⑤争訟費用

①損害賠償金

③権利の保全行使手続費用

④応急手当等の緊急措置費用

⑥保険会社への協力費用

保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱または暴動等
- ・地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ・被保険者と第三者との約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・使用人が業務中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・核燃料物質等に起因する損害
- ・アスベスト(石綿)に起因する事故
- ・汚染物質の流出による事故
- ・海外での事故、海外の裁判に基づく損害賠償請求

など

保険期間

ビジサポの保険期間は1年間です。

一定の条件に合致する場合は、1年未満のご契約(短期契約)または1年超のご契約(長 期契約)が可能です。詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

保険料の お支払方法

ビジサポでは主に以下のお支払方法をご用意しています(ご契約内容によって、ご利用 いただけないお支払方法があります。)。

口座振替

一時払

分割払(注)

お客さまご指定の 口座からの引き落 20

現金払

一時払

分割払 (注)

ご契約締結と同時 に現金にてお支払 い

コンビニ払 (後払方式)

一時払

コンビニエンススト ア、ゆうちょ銀行、 郵便局で[払込票] によるお支払い

請求書払

一時払

[請求書]による弊 社指定口座へのお 振込み

(注)分割払について

- ・一時払保険料が20万円未満となる分割払の場合には一定の割増がかかります。
- ・分割回数は12回です。一時払保険料が20万円以上となる分割払の場合は、12回を上限とし他の回数 を選べます。

保険約款は インターネットで

約款はインターネットでご提供します。

詳しくは http://www.nisshinfire.co.jp/

※インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。紙約款を希望される場合は、 弊社代理店または弊社にお問い合わせください。

※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の証券をお届けします。

ご契約の際やご契約後にご注意いただきたいこと

■ご契約締結時にご注意いただきたいこと(告知義務)

ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書に★印または☆印で示した事項)について、弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込 書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注 意ください。

主な告知事項

告知義務と通知義務等について

- ①保険の対象となる施設、仕事、生産物、保管財物等の内容
- ②この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無(有の場合はその内容) 等

■ご契約締結後にご注意いただきたいこと(通知義務等)

ご契約者または被保険者には、ご契約締結後、次の事項に変更が生じた場合についてあらかじめ弊社にお申出いただく義務(通知義務)がございます。 変更のご通知をいただきませんと、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険証券記載 の住所または通知先に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきま しても必ず弊社へご連絡ください。

主な通知事項 保険の対象となる施設、仕事、生産物、保管財物等の内容の変更



■事故の通知について

- 1.この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく弊社代理店または弊社へご連絡ください。
 - ①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容
 - ●サービス24 フリーダイヤル 0120−25−7474(受付時間:24時間・365日)
- 2.この保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、賠償をしなければならないと思われる事故が発生 した場合、事故の処理につきご相談ください。示談交渉の前に弊社の承認を得て、弊社からの助言に基づき、お客さまご自身が、被害者の方との示談交渉を すすめていただくことになります。また、あらかじめ弊社の承認を得ず示談金や賠償金の額を合意された場合には、その一部または全部について保険金をお支 払いできないことがありますのでご注意ください。

■賠償責任保険の保険金のお支払いについて

事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場 合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求者(被害者またはその遺族)は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利(先取特 権)を有し、これを行使することができます。

■保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応 じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- ①保降全請求書
- ②被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾 があったことを示す書類
- ③被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合は、その領収書とします。)および被害が生じた物の 写真(画像データを含みます。)
- ④死亡診断書または死体検案書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

■保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客 さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等
- ●このパンフレットはビジサポ(統合賠償責任保険)のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店 または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご 確認ください。
- 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。した がいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- ■保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数です が弊社営業店にご照会ください。(お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。)
- ●記名被保険者が「被害事故弁護士費用等補償特約」と同様の補償内容の特約がセットされた自動車保険、火災保険等を既にご契約の場合、補償が一部重 複することがあります。
- ●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受 保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- ■保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会いただくかご契約の約款を ご参照ください。
- ●弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いに ついて |をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表) お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)] ホームページアドレス http://www.nisshinfire.co.jp/

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474

代理店 堂堂担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。